

重要事項説明書 (訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

(令和6年6月1日改定)

貴方に対し、当施設が提供する訪問リハビリテーションサービス・介護予防訪問リハビリテーションサービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令第37号第8条に基づいて、当施設が貴方に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

名 称	社会医療法人 松本快生会
所 在 地	奈良県奈良市鶴舞西町1番15号
代 表 者	理事長 松本 宗明
電 話 番 号	0742-43-3333
ファックス番号	0742-43-8607

2. ご利用施設

名 称	介護老人保健施設 大和田の里
所 在 地	奈良県奈良市丸山二丁目1220-163
事業所番号	奈良県知事指定 2950180006号
管 理 者	森田 倫史
電 話 番 号	0742-51-6003
FAX 番 号	0742-51-6013
営 業 日	月曜日～土曜日(日曜日、年末年始12/29～1/3は休業)
営 業 時 間	午前 9 時～午後 5 時

3. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	在宅にて生活されている要支援状態又は、要介護状態の方により充実した生活を満喫していただけるサービスを提供する。
運営の方針	リハビリテーションを活用し、在宅での自立した生活を維持できることを意識したサービスを提供する。

4. 職員の勤務体制

職 種	員数	職 務 内 容
医 師	常勤1人	管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	常勤1人以上	リハビリテーション実施計画書を作成するとともに利用者に対する理学療法(又は作業療法、又は言語療法)業務を行う。

5. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、1階窓口までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

【事業所の窓口】 介護老人保健施設 大和田の里 担当者 河本恭司	所在地 奈良県奈良市丸山二丁目1220-163 受付時間 午前9時～午後5時 電話番号 0742-51-6003 FAX番号 0742-51-6013
【市町村の窓口】 奈良市介護福祉課	所在地 奈良市二条大路一丁目一番一号 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 電話番号 0742-34-5422 FAX番号 0742-35-9256
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保健 団体連合会	所在地 橿原市大久保町302-1 市町村会館内 受付時間 平日 午前9時～午後5時 電話番号 0120-21-6899 または 0744-29-8326

6. 協力医療機関

名 称	西奈良中央病院
院 長 名	中山 雅樹
所 在 地	奈良市鶴舞西町1番15号
電 話 番 号	0742-43-3333
診 療 科	内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病内科、呼吸器内科 泌尿器科、外科、消化器外科、肛門外科、脳神経外科 整形外科、リウマチ科、放射線科、リハビリテーション科、 緩和ケア内科・外科
入 院 設 備	有り(166床)
緊急指定の有無	有り
契約の概要	入所者の病状急変に対し相互協力して、適切な医療を確保する

7. 協力歯科医療機関

名 称	福岡歯科学園前診療所
所 在 地	奈良市学園大和町5番1号
院 長 名	福岡 道郎
電 話 番 号	0742-44-8666

8. 当サービスご利用の際にご留意いただく事項

一定期間ご利用がなかった場合	一定期間サービスのご利用がなかった場合、再度ご利用いただくにあたり曜日、時間、回数等が変更になる場合があります。
リハビリ職員について	訪問リハビリの職員は担当制になっていますが、業務の都合により担当変更または別の職員が代行させていただく場合がありますのでご了承ください。
感染症発生時	利用者や家族に感染症またはその疑いがある場合は事前に施設へ連絡してください。症状により訪問を中止させていただく場合があります。

9. 事故発生時の対策

- ① 速やかにご利用者の安全を確保し、施設長(医師)に連絡を入れ指示を仰ぎます。
- ② 医療機関での医療処置が必要であると判断された場合、施設長(医師)の指示にて協力医療機関に受診依頼を致します。
- ③ 居宅介護支援事業者、市町村(保険者)に報告書を提出します。

10. 事故発生の防止及び発生時の対応

- 事故の発生時またはその発生を予防するため、次に定める措置を講じます。
- ① 事故が発生した場合の対応や報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備。
 - ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
 - ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う措置を適切に実施する。
 - ④ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

11. 虐待防止に関する事項

- 利用者の人権の保護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講じるとともに、当該措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と、その結果の職員への周知徹底
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 職員に対する虐待を防止するための定期的な研修の実施

12. 褥瘡対策など

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止する為の体制を整備しています。

13. 業務継続計画の策定等について

当施設は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を(以下「業務継続計画」という。)を策定し、必要な研修や訓練を実施しています。

14. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の立案
- ④ 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画の立案
- ⑤ 食事提供・口腔ケア
- ⑥ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽にて対応します。但し利用者の状態によって清拭となる場合があります)
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑨ リハビリテーション、レクリエーション
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ 栄養管理、栄養ケア・マネジメントなどの栄養状態の管理
- ⑬ 特別な食事の提供
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので具体的にご相談ください。

個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設大和田の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護保険サービスについて

(令和 6年 6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)についての概要

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)については、要介護者(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス)計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

利用料

① 要介護

介護サービス単位		内 容	
訪問リハビリテーション(注1)	◎	308単位/回	20分以上のリハビリテーション ※当事業所の医師が計画に係る診療を行った場合
訪問リハビリテーション(注1)	○	258単位/回	20分以上のリハビリテーション ※当事業所の医師が計画に係る診療を行わなかった場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	○	6単位/回	勤続7年以上のリハビリ職員を1名以上配置
サービス提供体制強化加算Ⅱ	○	3単位/回	勤続3年以上のリハビリ職員を1名以上配置
リハビリテーションマネジメント加算 イ	◎	180単位/月	訪問リハビリテーション計画の説明を理学療法士などが行い、利用者の同意を得る。
リハビリテーションマネジメント加算 ロ	◎	213単位/月	訪問リハビリテーション計画の説明を理学療法士などが行い、利用者の同意を得る。計画書の内容に関するデータを厚生労働省に提出し、フィードバックを受ける
リハビリテーションマネジメント加算	◎	270単位/月	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合
口腔連携強化加算	○	50単位/月	利用者の口腔の状態を確認し、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげた場合
短期集中リハビリテーション実施加算	○	200単位/日	退院(所)日または認定日から3ヶ月以内 週2日以上、40分以上のリハビリを実施
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	○	240単位/日	認知症であると医師が判断した利用者に対して、生活機能を改善するための短期間の集中的なリハビリテーションを提供した場合
退院時共同指導加算	○	600単位/日	理学療法士などが医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合
移行支援加算	○	17単位/日	リハビリにより利用者の社会参加を支援した場合

◎…必須項目となります。 ○…必要に応じて算定されます。 ×…現時点での算定はございません。

② 要支援

介護サービス単位		内 容	
予防訪問リハビリテーション(注1)	◎	298単位/回	20分以上のリハビリテーション ※当事業所の医師が計画に係る診療を行った場合
予防訪問リハビリテーション(注1)	○	257単位/回	20分以上のリハビリテーション ※当事業所の医師が計画に係る診療を行わなかった場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	○	6単位/回	勤続7年以上のリハビリ職員を1名以上配置
サービス提供体制強化加算Ⅱ	○	3単位/回	勤続3年以上のリハビリ職員を1名以上配置
予防訪問リハ12月超減算	○	-30単位/回	利用開始月から12月を超えて利用を行う場合
短期集中リハビリテーション実施加算	○	200単位/日	退院(所)日または認定日から3ヶ月以内 週2日以上、40分以上のリハビリを実施
口腔連携強化加算	○	50単位/月	利用者の口腔の状態を確認し、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげた場合
退院時共同指導加算	○	600単位/日	理学療法士などが医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合

◎…必須項目となります。 ○…必要に応じて算定されます。

(注1) 基本サービスとして1週間で6回のリハビリテーションを行います。

回数につきましてはご相談ください。

*奈良市は地域区分が6級地となる為、単位数×10.33×介護負担割合証の負担割合=自己負担額の金額となります。